

# 平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	3	府省庁名 内閣府	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	自由貿易地域及び特別自由貿易地域における特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>・自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在の那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 〕		
増収 見込額	1 （ — ） （単位：百万円）		
廃止 又は 縮減の 理由	<p>沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流中継拠点を国内に新たに形成することで、アジアの物流需要とともにその成長と活力を取り込み、我が国全体の経済活性化に寄与することを目指すため、那覇空港、那覇港及び中城湾港を拠点とする周辺地域に特区を創設し、国際物流拠点産業の集積を図る必要があるため。</p>		
ページ		3—1	